

## 神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会競技種目別部会設置細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会会則（以下「会則」という。）第4条に規定する事業を円滑に推進するため、神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）の競技種目別部会の設置に関して必要な事項を定める。

(対象種目)

第2条 競技種目別部会（以下「種目別部会」という。）を設置できる対象種目は、原則として公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に登録した競技別障害者スポーツ団体の実施する競技とする。

(名 称)

第3条 種目別部会の名称については、該当する競技名を冠することを基本とする。なお、種目別部会に愛称を付けることは差し支えないが、該当する競技種目にふさわしい名称とする。

(運 営)

第4条 種目別部会の運営については、種目別部会の規約を定め適切に運営するものとし、当該規約については協議会の役員会に報告し承認を受けるものとする。

付 則

この細則は、2009年4月26日から施行する。

付 則

この細則は、2015年5月10日から施行する。